

資料9

令和元年7月18日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

平成30年11月3日から令和元年6月30日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為		
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故	1	1
5 契約違反	2	2
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為		
計	3	3

2 指名停止一覧(平成30年11月3日～令和元年6月30日)

No.	商号または名称	指名停止期間		指名停止理由	区分	種別
1	京王観光株式会社 東京南支店	平成30年11月21日から	令和元年8月20日まで (9か月)	5 契約違反 契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるため。	区外	物品
2	株式会社安藤・間	平成31年2月27日から	令和元年5月26日まで (3か月)	4 契約履行上の事故 練馬区発注以外の工事において、作業員5名が死亡する等の事故を発生させたため。	区外	工事物品
3	株式会社学研教育みらい 学校教育事業部	平成31年3月6日から	令和2年3月5日まで (12か月)	5 契約違反 契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるため。	区外	物品